

土木工事共通仕様書新旧対照表

(※各基準年次の改訂や軽微な修正等は除く)

現行条文 (令和2年度版)						新条文 (令和3年度版)						改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下		
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則					
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則					
1	1	1	1	0	1	1-1-1-1	適用	1	1	1	1	0	1	1-1-1-1	適用					
1	1	1	2	42	2			1	1	1	2	43	1	43. 準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。					条文追加
1	1	1	2	50	1	50. JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	1	1	1	2	51	1	51. JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。					JIS名称変更に伴う修正
1	1	1	4	0	1	1-1-1-4	施工計画書	1	1	1	4	0	1	1-1-1-4	施工計画書					
1	1	1	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。					
1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	工事着手	1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	工事着手					
1	1	1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手しなければならない。	1	1	1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。					条文修正
1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。					諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳					
1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。	1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。 (監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。)					諸基準類の改定に伴う修正
1	1	1	10	3	2		図1-1-1 名札の標準図	1	1	1	10	3	2		図1-1-1 名札の標準図					諸基準類の改定に伴う修正 (図表)
								1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	受発注者間の情報共有					
								1	1	1	11	1	1		受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。					条文追加
1	1	1	23	6	1	6. 労働環境の改善	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	1	1	1	24	6	1	6. 労働環境等の改善	受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。					諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

(※各基準年次の改訂や軽微な修正等は除く)

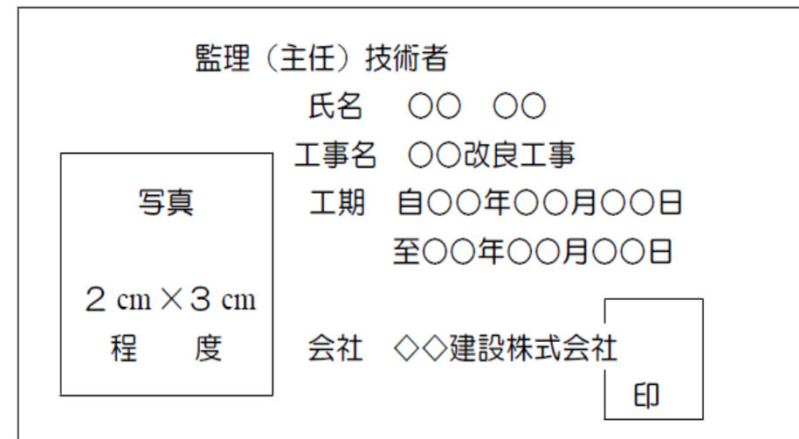
現行条文 (令和2年度版)						新条文 (令和3年度版)						改定理由														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下								
3	2	3	0	0	1	第3節	3	2	3	0	0	3	2	3	0	0	1	第3節	3	2	3	0	0	1		
3	2	3	6	0	1	3-2-3-6	3	2	3	6	0	1	3	2	3	6	0	1	3-2-3-6	3	2	3	6	0	1	
3	2	3	6	3	1	3. 標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	1	3. 標示板基板の表面状態	受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的に研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正										
3	2	3	6	5	1	5. 反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	3	2	3	6	5	1	5. 反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。	諸基準類の改定に伴う修正										
3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）	3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）											
3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	桁製作工	3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	桁製作工											
3	2	12	3	1	1	1. 製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。	3	2	12	3	1	1	1. 製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。											
3	2	12	3	1	2	(1)	原寸	3	2	12	3	1	2	(1)	原寸											
3	2	12	3	1	3	①	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	3	①	受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	実態に合わせ修正										
3	2	12	3	1	4		ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。	3	2	12	3	1	4			実態に合わせ修正										
3	2	12	3	1	5	②	受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	5	②	受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52とする。	実態に合わせ修正										
3	2	12	3	1	75			3	2	12	3	1	75			条文追加										
6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持											
6	8	4	0	0	1	第4節	除草工	6	8	4	0	0	1	第4節	除草工											
6	8	4	2	0	1	6-8-4-2	堤防除草工	6	8	4	2	0	1	6-8-4-2	堤防除草工											
6	8	4	2	1	1	1. 草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。	6	8	4	2	1	1	1. 草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、のり肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。	実態に合わせ修正										
6	8	4	2	2	1	2. 刈残し	受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	6	8	4	2	2	1	2. 刈残し	受注者は、補助刈り（機械除草に係わる人力による除草）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	実態に合わせ修正										
6	8	4	2	4	1	4. 自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	6	8	4	2	4	1	4. 自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。	実態に合わせ修正										
6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工											
6	8	6	2	0	1	6-8-6-2	材料	6	8	6	2	0	1	6-8-6-2	材料											
6	8	6	2	2	2		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。	6	8	6	2	2	2		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。	実態に合わせ修正										
10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	10	2	9	0	0	1	第9節	標識工											
10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	材料	10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	材料											
10	2	9	2	4	1	4. リブの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	10	2	9	2	4	1	4. 補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正										
10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	10	14	7	0	0	1	第7節	標識工											
10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料											
10	14	7	2	4	1	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	10	14	7	2	4	1	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正										

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和2年度版)

改定案 (令和3年度版)

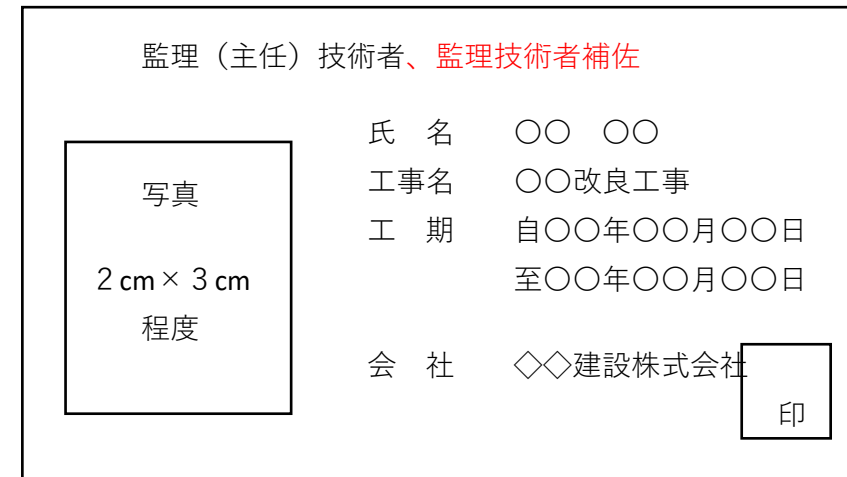
図1-1-1 名札の標準図



[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図1-1-1 名札の標準図



[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

表2-2-9 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上

表2-2-9 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	—

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和2年度版)

改定案 (令和3年度版)

表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	67	14	8.0	12
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6
	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	57	14	7.0	11
	40°	95	54	13	7.0	11
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和2年度版)

改定案 (令和3年度版)

図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項

図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項

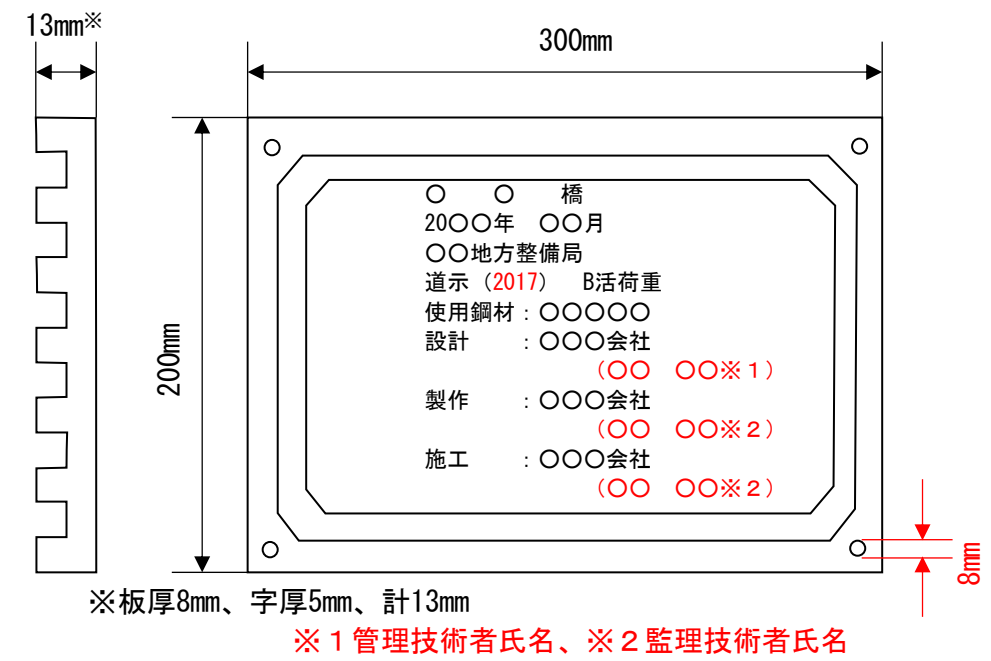
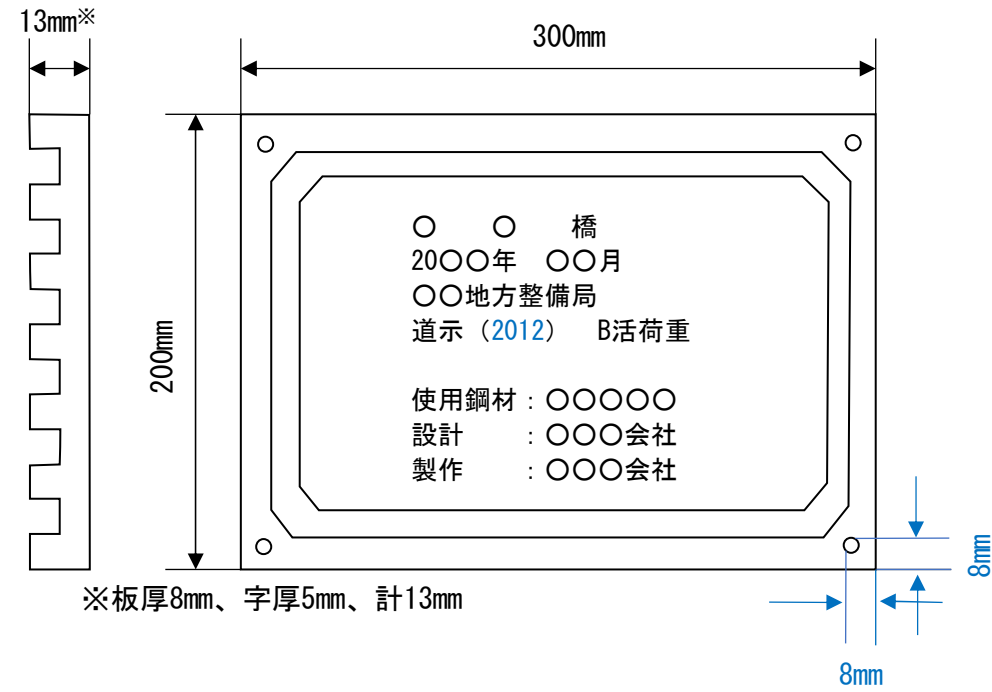
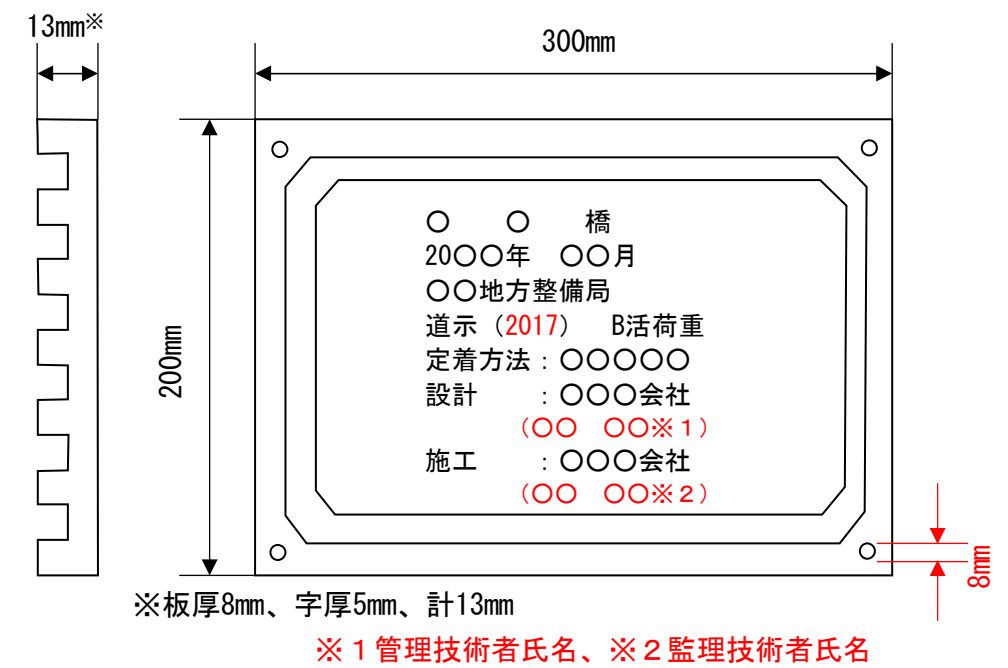
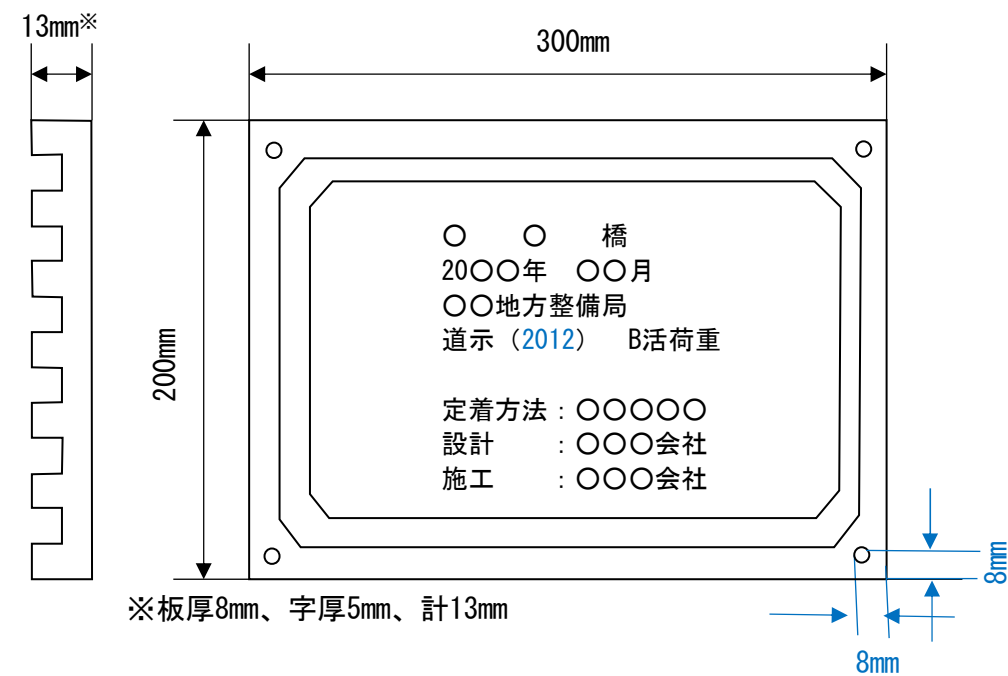


図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項

図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項



土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和2年度版)

改定案 (令和3年度版)

表3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値

表3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値

外 径	許容量	摘 要
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

外 径	許容量	摘 要
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

表6-1-4 止水材の品質規格

表6-1-4 止水材の品質規格

試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法
湧水量	(ml/sec) /(1.8m ²)	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による
引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8 以上	日本工業規格 (JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数		0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による。

試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法
湧水量	(ml/sec) /(1.8m ²)	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による
引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格 (JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数		0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による。